

記者発表(資料配布)				
月／日 (曜)	担当課 (室) (係 名)	電 話	発表者名 (担当課長名)	その他の配付 先
5／6 (木)	東播磨県民局 加古川健康福祉事務所 (食品薬務衛生課)	079-421-0004 (直 通) 079-422-0183	所長 今井 雅尚 〔食品安全専門官〕 玉木 洋	なし

英国及び欧州連合向け輸出卵製品取扱施設の認定証交付について

このたび、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第 17 条に基づく適合施設の認定について、加古川健康福祉事務所管内に製造工場を持つ株式会社籠谷から兵庫県を經由し、厚生労働省に申請があったところ、英国及び欧州連合に卵製品の輸出が可能な施設として認定されました。

つきましては、下記のとおり認定書の交付を行いますので、お知らせします。

- 1 日 時 令和3年5月12日(水) 10:00～10:30
- 2 場 所 東播磨県民局局長室
(加古川市加古川町寺家町天神木97-1 加古川総合庁舎5階)
- 3 認定取得施設
名 称 株式会社籠谷 浜風工場
所 在 地 兵庫県高砂市荒井町新浜2丁目9番21号
輸出可能な品目 卵製品

《参 考》

- 認定施設 (R3.4.28 現在)
国内1施設 (株式会社籠谷 浜風工場)
- 経緯
英国及び欧州連合向け輸出卵製品の制度は令和元年10月に開始されたが、制度創設前の平成29年に、卵製品の輸出を可能とするための国の取り組みの一環として、農林水産省、厚生労働省、EU職員の査察を当該施設が受入れ、その後に制度が創設される等、本制度創設にも協力している。
- 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第 17 条について
食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が講じられていることや、その他の輸出先国の政府機関が定める要件を満たし食品の製造等する施設を国が認定する。

《取材についてのお願い》

取材については、5月12日(水)10時00分迄に東播磨県民局長室に直接参集願います。